

富山県観光パンフレット広告事業実施要領

1 広告掲載事業者の募集

富山県観光パンフレット（富山県観光イラストマップ）において広告を掲載できる者（以下「広告掲載事業者」という。）は、県ホームページ等により募集し、応募者の中から申込み金額が最大の者を決定する。

2 広告掲載事業者の応募資格

(1) 告示第1の規定に該当しない者であること。

(2) 広告掲載事業者は、広告及び広告内にホームページアドレス等を記載した場合には、そのホームページ等の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

また、広告掲載事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告事業の概要

(1) 広告掲載媒体の概要

「富山県観光イラストマップ」

- ① 発行時期 令和5年3月
- ② 発行部数 8万部
- ③ 規 格 縦 297mm×横 120mm（展開縦 594mm×横 841mm）、両面カラー、折り製本
- ④ 配布先 国内全域
- ⑤ 配布方法 県外観光展・観光説明会での配布、県観光振興室内での配布（自由閲覧・持ち帰り方式）、県内で開催される各種会議等での配布、県内観光施設等での配布（県出先機関、県内市町村役場、自由閲覧・持ち帰り方式）、観光案内ステーション設置店での配布（県内ホテル・旅館、ドライブイン、道の駅等）、県内交通拠点での配布（富山空港・富山駅）、その他観光案内所等

(2) 広告事業の対象範囲

次の各号に掲げる事項に適合するもの

- ① 観光関連事業者のもの。
- ② 富山県の観光PRにふさわしいもの。
- ③ 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの。
- ④ 富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に適合するもの。

(3) 広告の枠数・規格等

広告枠数、スペース規格、箇所等については、次のとおりとする。

「富山県観光イラストマップ」

- ① 広告枠数 1枠
- ② スペース規格 寸法：縦 78mm×横 210mm／枠
- ③ 掲載箇所 表紙・裏表紙を除く内部ページに1枠

(5) 広告原稿の作成・提出等

- ① 提出する広告原稿 広告に使用する画像データや台割、原稿

- ② 提出期限 令和5年1月31日(火)までに県へ提出
- ③ 提出場所 県観光振興室又は県が指定する場所
- ④ 広告作成費用 広告作成費用は不要
- ⑤ 広告の選定・修正等 掲載しようとする広告は、その選定・内容等について、掲載前に県と協議を行うものとし、県から選定、内容などについて修正等の指示を受けた場合には、これに従うこと。

4 応募手続等

(1) 応募期間

令和5年1月23日(月)から令和5年1月31日(火)まで(土日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(2) 応募方法

広告掲載申込書(第1号様式)等は県観光振興室へ郵送または持参により行うものとする。(電送によるものは受け付けない。)

(3) 応募の無効に関する事項

- ① 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- ② 所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき
- ③ 2以上の応募をしたとき
- ④ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- ⑤ 金額を訂正した見積書を提出したとき
- ⑥ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者が応募したとき
- ⑦ その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

5 広告掲載事業者の決定

(1) 決定方法

広告掲載希望者のうち、県が定める予定価格を上回り、広告掲載申込書に記載した申込額が最も高い者を広告掲載事業者として選定する。申込額として最高額を提示した広告掲載希望者が2者以上のときは、当該希望者に限って申込額の修正を求め、再度、広告掲載申込書を徴して選定する。

なお、選定した広告掲載事業者に非行があった場合で広告掲載事業者としてふさわしくないと県が判断した場合は、当該広告掲載事業者の選定を取消し、次に高額な広告料の見積金額を提出したものを広告掲載事業者として選定する。

(2) 結果の発表

広告掲載事業者に対して後日速やかに広告掲載事業者決定通知書で通知する。

(3) 広告掲載事業者の取扱

広告掲載事業者は、県の指定する期日までに県と協議のうえ、広告事業に関する契約を締結(以下「広告事業契約」という。)しなければ、その資格を失う。

6 広告掲載事業者の取消し及び広告事業契約の解除条件等

次のいずれかに該当する場合には、広告掲載事業者の決定を取り消すとともに、広告事業契約を解除することができる。

- ① 指定期日までに広告事業契約に定める広告料の納入がない場合
- ② 広告事業契約の定めに違反した場合
- ③ 前号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと知事が判断した場合

7 広告料の支払及び還付

(1) 支払

広告料は一括して、県が指定する期日までに、県の発行する納入通知書により納入すること。

なお、広告料が期限までに未払いの場合は、支払い期日の翌日から支払い日までの日に応じて別途遅延損害金を請求する。

(2) 還付

徴収した広告料は、還付しない。ただし、広告スペースを公用又は公共用に供するために必要であると県が認める場合等特別な事由があると認められるときは、その全部又は一部を還付する。

なお、ただし書の場合において、還付する金額には利息は付さない。

8 広告掲載事業者の責務等

広告掲載事業者は以下の責務を負う。

- ① 掲載広告の内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならないこと。
- ② 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載事業者の責任と負担において解決しなければならないこと。